

納 税 者 番 号 制 度 (参 考 資 料)

目 次

○ 納税者番号制度の3つの類型ごとに考えられる仕組み(イメージ図).....	1
○ 給与所得の源泉徴収制度の概要(未定稿).....	4
○ 近年の金融証券市場の動きと金融関連税制.....	5
○ 所得区分・所得の計算方法と主な金融商品.....	6
○ 利子・配当等課税制度の概要.....	7
○ 主要国の利子課税制度の概要.....	8
○ 主要国の配当課税制度の概要.....	9
○ 株式等譲渡益課税制度の概要.....	10
○ 株式の譲渡に関する課税の国際比較.....	11
○ 主要国における国債利子に係る課税関係.....	12
○ 国外送金等に係る調書提出制度.....	13
○ 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆・大蔵委).....	14
○ 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参・大蔵委).....	15
○ イギリス・フランス・ドイツにおける金融関連所得の把握制度(未定稿).....	16
○ 日・米・仏・英の資料提出義務違反に対する罰則.....	17
○ 税務調査と犯罪調査.....	18
○ インターネット電子商取引のイメージ図.....	19
○ 電子商取引：課税の基本的枠組み(OECD租税委員会報告書)の概要.....	20
○ 高度情報通信社会推進に向けた基本方針(抄).....	21
○ 特例措置終了後の預金保険制度等に関する基本的な考え方(抄).....	22
○ 基礎年金番号について.....	23
○ 住民基本台帳ネットワークシステムの構築について(住民基本台帳法の一部改正).....	25
○ 法人等に対する付番に関する税制調査会における検討(1).....	26
○ 法人等に対する付番に関する税制調査会における検討(2).....	27

○ プライバシー保護に関する平成4年11月納番小委報告における記述（抜粋）	28
○ 個人情報保護検討部会について／名簿	30
○ 我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）	31
○ 我が国における個人情報保護システムの確立について	39
○ 個人情報保護法制化専門委員会について／委員名簿	40
○ 納税者番号制度の検討状況	41
○ 税制調査会・平成7年度の税制改正に関する答申（抄）（平成6年12月）	48
○ 税制調査会・平成8年度の税制改正に関する答申（抄）（平成7年12月）	50
○ 税制調査会・平成9年度の税制改正に関する答申（抄）（平成8年12月）	51
○ 税制調査会・金融課税小委員会中間報告（抄）（平成9年12月）	52
○ 税制調査会・平成10年度の税制改正に関する答申（抄）（平成9年12月）	54
○ 税制調査会・基本問題小委員会・基本枠組ワーキンググループ 中間とりまとめ（抄）	55
○ 税制調査会・平成11年度の税制改正に関する答申（抄）（平成10年12月）	57
○ 税制調査会・平成12年度の税制改正に関する答申（抄）（平成11年12月）	58

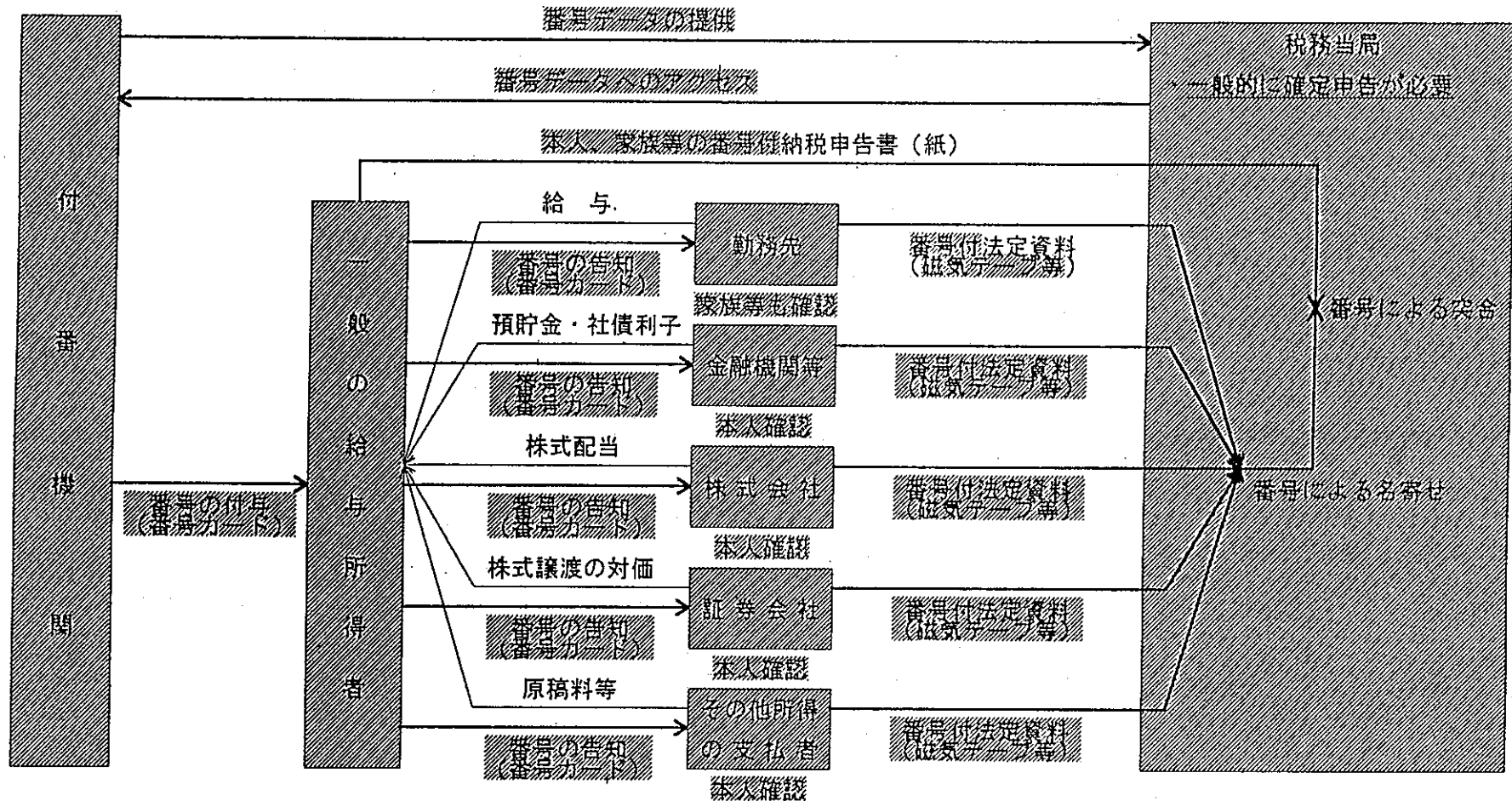
(イ) 課税の一層の適正化に向けて、税務行政の機械化・効率化に利用する場合

[illegible]

- (注) 1. この図は、納税者番号制度の仕組みについて、更に国民の理解を得つつ議論を深めていく観点から、平成7年度の税調答申で示された3つの類型ごとに、分かりやすいと思われる事例について、考えられるイメージを示したものである。
2. また、この図は、分かりやすさを重視しているため、精緻なものとなっていないこと、及び、これらのイメージは、今後の様々な検討の中で変わりうるものであることに留意する必要がある。

(ロ) 総合課税に利用する場合

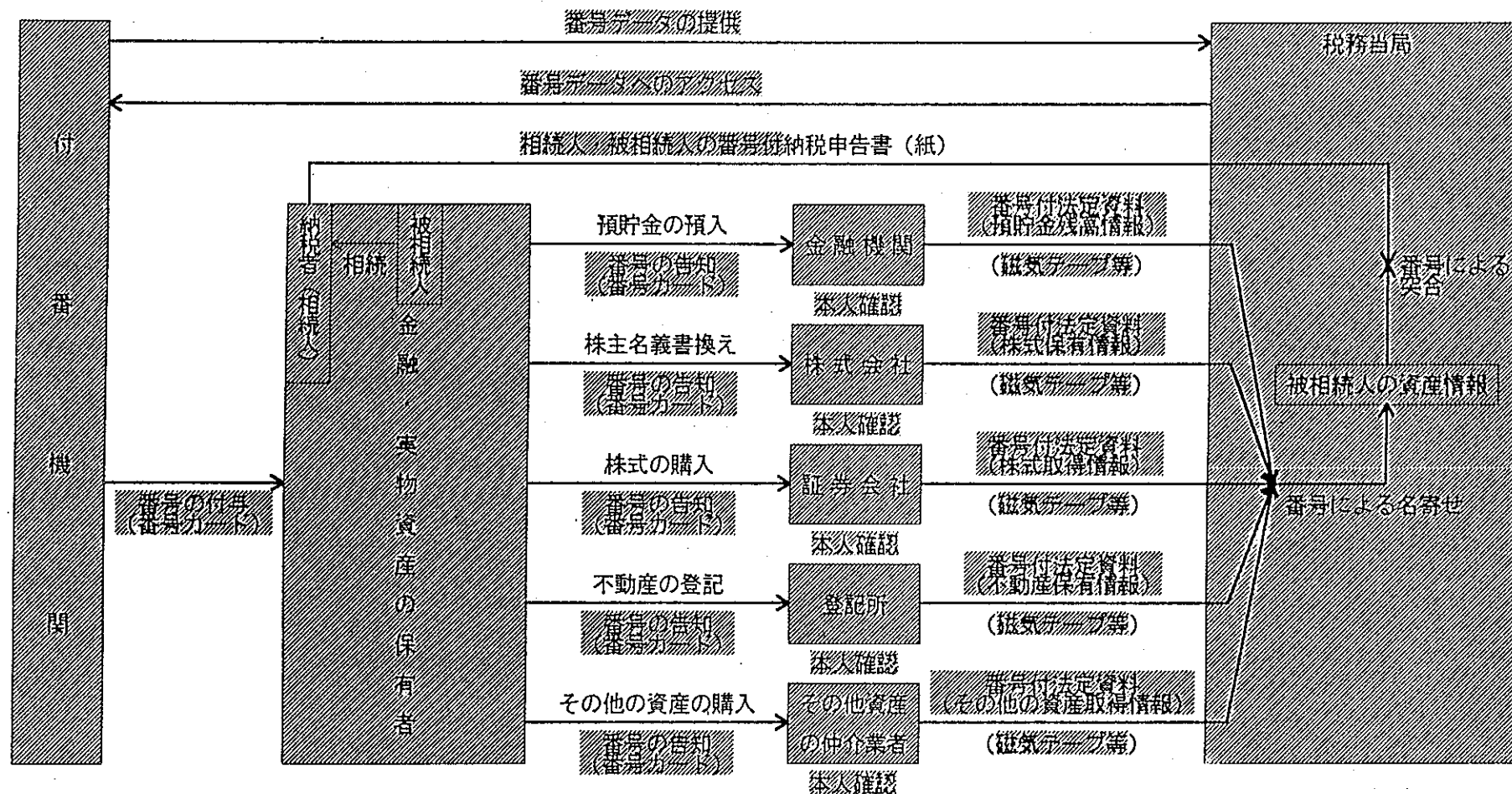
<一般の給与所得者の例>



- (注) 1. この図は、納税者番号制度の仕組みについて、更に国民の理解を得つつ議論を深めていく観点から、平成7年度の税調答申で示された3つの類型ごとに、分かりやすいと思われる事例について、考えられるイメージを示したものである。
2. また、この図は、分かりやすさを重視しているため、精緻なものとなっていないこと、及び、これらのイメージは、今後の様々な検討の中で変わりうるものであることに留意する必要がある。

(ハ) 資産課税に利用する場合

<相続税の例>



- (注) 1. この図は、納税者番号制度の仕組みについて、更に国民の理解を得つつ議論を深めていく観点から、平成7年度の税調答申で示された3つの類型ごとに、分かりやすいと思われる事例について、考えられるイメージを示したものである。
2. また、この図は、分かりやすさを重視しているため、精緻なものとなっていないこと、及び、これらのイメージは、今後の様々な検討の中で変わりうるものであることに留意する必要がある。

給与所得の源泉徴収制度の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
源泉徴収の有無	○	○	○	○	×
年末調整等	年末調整を行う。 （原則としてその年最後に 給与等の支払をする時）	年末調整の制度はない。 源泉徴収を受ける納税義務 者も納税者番号制度の下で 確定申告を行う。	支払者は、給与の支払の都 度、累計所得税について税 額を計算して過不足を調整 する。（年度末に年末調整 をする必要なし）	年末調整を行う。 （翌年３月まで）	

（ 参 考 ）

給与所得以外の源泉徴収の対象となる所得	・ 利子、配当等 ・ 公的年金等 ・ 報酬、料金等 等	・ 退職年金給付（注） - 企業による退職プラン - 個人退職勘定（IRA） - 生命保険契約 等 ・ 一部とばく賞金 ・ 納税者番号を提示しなかった場合等の31%の裏打ち源泉徴収あり	・ 利子 ・ 著作権・特許権の使用料等	・ 利子 ・ 配当等	・ 源泉分離課税を選択した利子
---------------------	---	---	--	---	---

（注）公的年金給付についても納税者の選択により源泉徴収とすることができる。

近年の金融証券市場の動きと金融関連税制

金融関連税制の動き	金融証券市場の動き
[抜本税制改革] (62～元年) ○マル優廃止 ○利子一律源泉分離課税 (金融類似商品等も同様の課税) ○道府県民税利子割の創設 ○株式譲渡益の原則課税化 ○自己株式取得に係る税制上の措置 (7年) ○株式譲渡益課税の適正化 (みなし利益率の引上げ) (8年) ○国外送金等に係る調書提出制度の施行 (10年) ○ストックオプション税制の一般化 (10年) ○金融持株会社に係る税制上の措置 (10年) ○SPC、会社型投信に係る税制上の措置 (10年) ○電子帳簿保存法 (10年) ○有価証券取引税、取引所税の廃止 (11年) ○株式譲渡益の源泉分離選択課税の廃止 (13年から) ○TB・FBの発行時の源泉徴収免除 (11年) ○一括登録国債利子の非居住者等の源泉徴収免除 (11年) ○SPC等に係る税制上の措置 (12年 (案))	[国債の大量発行・金融の国際化] ○国債窓口販売開始 ○日米円ドル委員会 ○大口MMC導入 ○大口定期預金金利自由化 [前川レポート] [金融制度改革関連法] ○銀行・証券相互参入 ○定期預金金利完全自由化 ○流動性預金金利自由化 [金融システム改革] ○外為法抜本改正 ○合併特例法 (持株会社解禁) ○会社型投信の導入、SPC制度整備 ○株式売買委託手数料の完全自由化 ○円の国際化 ○SPC法等の改正 (案)

所得区分・所得の計算方法と主な金融商品

所得区分	所得の計算方法（原則）	主 な 金 融 商 品 () は課税方法
利子所得	収入金額	・ 預貯金、公社債などの利子 ・ 公社債投資信託の収益の分配 ・ 貸付信託の収益の分配 } （源泉分離）
配当所得	収入金額－〔株式的などをの取得入 す金の利子〕 ＊配当控除（税額控除）あり	・ 株式、出資の配当（総合課税、源泉分離） ・ 証券投資信託の収益の分配（源泉分離）
譲渡所得	収入金額－〔売却し、た資産の費 取用得費・譲渡費〕 ＊総合課税は50万円の特別控除あり	・ 株式の譲渡益（申告分離又は源泉分離） （注）源泉分離課税は平成13年3月31日をもって廃止
一時所得	収入金額－〔収入をた 得め入るに支た 出費用〕－50万円特別控除	・ 生保の満期保険金（総合課税）
雑所得	収入金額－必要経費	・ 割引債の償還差益（源泉分離）

(参考) 金の年

税以替 課年為 離5の 分間金 泉期預 源險期 り保定 よく建 に益貸 率差外 税の⑤ の等、 様險息 同保利 と老の 得養券 所払証 子時当 利一抵 ②④ 法担 は、等方負 て益金金算人 いりん賞計本 つので懸の一 に座補の得額)口付等所付 (※給金雜給 (資の貯る 等投等預係 品(金付に金 商蓄積金付年 似貯期賞給人 類金定懸の個 融①③⑥金①	除控等年金公的額付給-----年金等的②、金掛の負担、金算入の本計賞の懸一の額の得補座に)所付等口付(給金雜資)係預投等品(金付に金商蓄積金付年似貯期賞給人類金定懸の個融①③⑥金①)
---	---

利 子 ・ 配 当 等 課 税 制 度 の 概 要

区 分		概 要		
		所 得 税	住 民 税	
利 子	預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等		源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
配 当	株 式 等	1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）以上のもの又は発行済株式総数の5%以上の株式に係る配当	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
		発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）未満のもの	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
			源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	総合課税
		1回の支払配当の金額が5万円（年1回10万円）以下のもの	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	非課税
	証券投資信託（公募）の収益の分配		源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
譲渡・一時・雑	金 融 類 似 商 品		利子所得と同様に源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等			
	割 引 債 の 償 還 差 益		源泉分離課税 (原則 18%の源泉徴収)	非課税

(注) 金融類似商品とは、定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄(投資)口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益(保険期間等が5年以下のものに限る。)をいう。

主要国の利子課税制度の概要

項 目	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1. 課税方式	総合課税	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界税率に応じ、基本税率(23%)以下のブラケットに属する部分は20%、それ以外は40%で課税)	総合課税	総合課税と源泉分離課税との選択 源泉分離課税を選択した場合、10%の付加税が課され、併せて25%の税率で課税される。
2. 源泉徴収	源泉徴収は行わない。ただし、納税者番号を申告しなかった者は31%の税率で源泉徴収される。	20%の税率で源泉徴収を行う。 (納税者の9割以上が基本税率23%以下に属しているが、それらの者の利子所得については20%の源泉徴収で課税関係が結果的に終了することになる。)	30% (転換社債等については25%) の税率で源泉徴収を行う。 (利子等について年間3,000マルクの貯蓄者控除が存在する。)	源泉分離課税を選択した場合、10%の付加税が課され、併せて25%の税率で源泉徴収される。

主要国の配当課税制度の概要

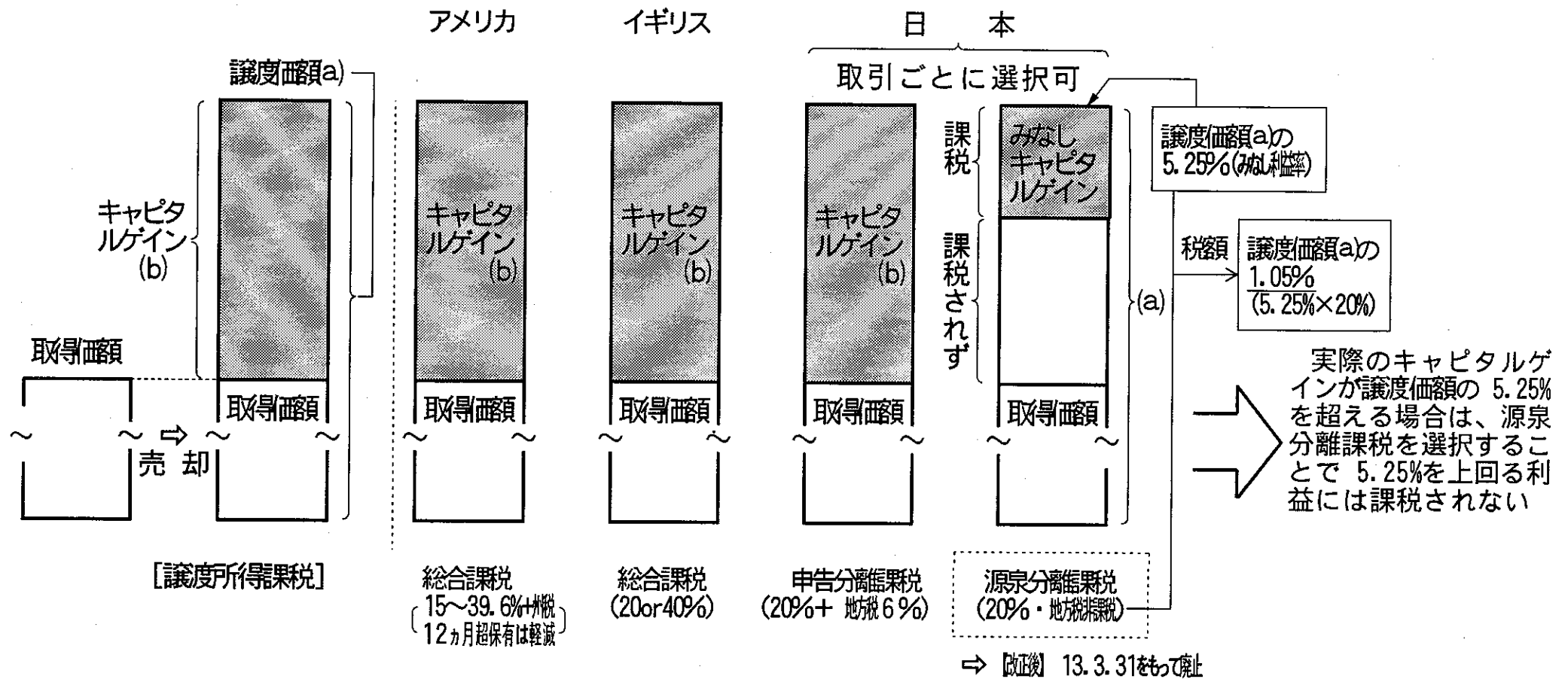
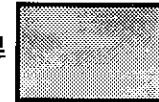
項 目	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1. 課税方式	総合課税	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界税率に応じ、基本税率(23%)以下のブラケットに属する部分は10%、それ以外は32.5%で課税)	総合課税	総合課税
2. 源泉徴収	源泉徴収を行わない。ただし、納税者番号を申告しなかった者は31%の税率で源泉徴収される。	源泉徴収を行わない。	源泉徴収(税率25%)を行う。	源泉徴収を行わない。

株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上 場 株 式 等 〔 ・ 上場株式 ・ 店頭登録株式 等 〕	次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを取引ごとに選択 ① 申告分離課税 譲渡益×20%（住民税を含め26%） （注）公開前から3年超保有していた株式を公開後1年以内に売却した場合：譲渡益の2分の1に対して課税（実質13%） （いわゆる創業者利益に対する優遇措置） ② 源泉分離課税⇒ 13.3.31をもって廃止 譲渡代金×5.25%（転換社債は2.5%、信用取引はその差益） を所得とみなし、20%源泉徴収で課税（住民税非課税） 所得＝ 譲渡代金×5.25% 税額＝ 所得×20% ＝（譲渡代金×5.25%）×20% ＝ 譲渡代金×1.05%
その他の株式等	申告分離課税（上記①）

株式の譲渡に関する課税の国際比較

課税される譲渡所得



【損の出る場合】

- ・他の所得から3,000ドルを上限として控除可
- ・翌年以降の譲渡益とも相殺可

- ・他の所得から控除不可
- ・翌年以降の譲渡益とも相殺可

- ・申告分離課税を選択する場合、その年の株の譲渡益と相殺可
- ・他の所得から控除不可

【関連制度】

- 納税者番号制度
- 記帳慣行
- 税務当局の調査権等

主要国における国債利子に係る課税関係

未定稿

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
居 住 者 ・ 内国法人	20% (国税15%、地方税5%) の税率による源泉徴収	納税者番号の開示により総合課税 (注) 納税者番号を開示しない等 の場合には、31%の税率に よる裏打ち源泉徴収あり	総合課税 (原則源泉徴収なし) (注) 受領者情報は税務当局に送 付される。	総合課税 (30%の税率による源 泉徴収あり。店頭で利札を持参し た場合、35%の源泉徴収) (注) 必要経費控除後、3千マルク (約18万円) までの貯蓄者控 除あり	(a) 総合課税 (源泉徴収なし) 又は (b) 25%の税率による源泉分離課 税の選択 (注) 受領者情報は税務当局に送 付される
非居住者 ・ 外国法人	15%の税率による源泉分離課税 一括登録国債の利子は、本人確認 の上で非課税	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税	登録国債利子は、本人確認の上で 非課税 現物債 (過去に発行) は20%の 源泉徴収	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税 (利札を店頭で持参した場合、35 %の税率で源泉徴収)	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税
そ の 他	現物債あり	1983年より現物債なし	1987年より現物債なし	1972年より現物債なし (連邦長期国債)	1984年より現物債なし
	・ ブック・エントリー ・ その他登録債	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー